

Column 知財の国際舞台から

Vol.3 「やっぱりオリンピック？」

WIPO PCT国際協力部部長 夏目 健一郎

1. オリンピックと知的財産

ジャック・ロゲ IOC 会長（当時）が封筒から 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催地、TOKYO が記されたカードを取り出して会場に向けた瞬間、日本の招致委員会のメンバーが飛び上がって喜ぶ姿は、何度も報道された。

しばらく前までは、東京オリンピックと言えば 20 世紀、昭和の時代の過去の出来事であったが、今や 2020 年に控えた近未来のイベントとなった。

オリンピックは世界最大のスポーツイベントであり、最近では協賛金を提供する公式スポンサーに対してオリンピックの標章（五輪マーク）等の使用を許可したり、放映権を設定したりするなど商業的な価値が高まっている。これに伴いオリンピックに関連する商標、著作権など知的財産の保護も一層重要になってきている。

2020 年の東京オリンピックの開催が決まって程なく、オリンピックに関連する便乗商法に警鐘を鳴らす報道が日本でもされた。「おめでとう東京」もアウト 五輪商戦、言葉にご注意（朝日新聞、2013 年 9 月 10 日）、「東京五輪商戦、商標に注意 想起させると NG」（日本経済新聞、2013 年 9 月 30 日）といった具合である。

日本オリンピック委員会（JOC）も「オリンピックイメージ等を無断使用した便乗広告にご注意下さい！」とウェブサイト上で注意喚起している¹。また、日本特許庁もウェブサイト上でオリンピック関連商標の主な出願・登録情報を掲載している²。

1 <http://www.joc.or.jp/about/marketing/noambush.html>
2 http://www.jpo.go.jp/toiawase/faq/ioc_joc_shohyo.htm

2. ナイロビ？

WIPO は特許、商標などの条約を管理しているが、その中に「オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約」という条約がある。その名のとおり、オリンピック・シンボル（五輪のマーク）の保護に関する国際条約である。この条約は締約国に対して、国際オリンピック委員会の承認がある場合を除いて、オリンピック・シンボルから成るマーク又はこれを含むマークの登録を拒絶し又は無効とする義務、そして商業目的のそのようなマークの使用を禁止する義務を課している。1981 年に採択されたこの条約の締約国は 51 カ国に及ぶが日本は加入していない。

3. 日本などでは

では、日本では五輪マークは保護されないのかというと、もちろんそんなことはない。

不正競争防止法では、需要者の間に広く認識されているものと同一・類似の表示をして混同を惹起する行為を規制している（第 2 条第 1 項第 1 号）、IOC や JOC の広く認識されている表示については第三者が表示をすることはできないことになる。さらに著名な表示については混同を生じせしめなくても規制される（第 2 条第 1 項第 2 号）。

したがって、五輪のシンボルだけでなく、「がんばれ！ニッポン！」や「TOKYO 2020」といった表示についても注意が必要である。

また、商標法では、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標」（第 4 条

第 1 項第 6 号）と規定しており、商標審査基準において、「オリンピック、IOC、JOC」がこれに該当するとして明示されている。

したがって、IOC 等のオリンピックに関する標章が登録しようとする商標と類似すると判断される場合には、商標登録を受けることができない。

イギリスもナイロビ条約の締約国ではないが、2012 年に開催されたロンドンオリンピックに当たり、イギリス当局はロンドンオリンピック・パラリンピック法 2006 を採択しその中でオリンピックに関するシンボルの保護強化を図っている。

商標に関する国際登録制度であるマドリッド制度を利用することにより世界各国で商標保護を図ることが可能であるが、「olympic」をキーワードに WIPO の国際商標データベース（ROMARIN）で検索すると、IOC が出願人になっている商標がいくつもヒットする。中には 1928 年のサン・モリッツで開催された 1928 年第 2 回冬季オリンピックに関するものもある。

IOC は「オリンピック開催地」+「開催年」からなる表現の保護にも熱心なようで、最近の「LONDON 2012」や「SOCHI 2014」そして「TOKYO 2020」もマドリッド制度を利用して登録している。興味深いのは、東京の開催が決まる前、2012 年の段階で他の立候補地であったマドリッドとイスタンブールについても同様の登録をして

いることである。やはりどこが最終的に残っても大丈夫のように万全の準備をしていたということであろうか。

4. オリンピック

IOC 本部はジュネーブから電車で 40 分ほどの距離のローザンヌの街にある。近代オリンピックは、フランスのクーベルタン男爵が提唱して開催されるに至ったとされるが、IOC 本部は第一次世界大戦中、クーベルタン男爵自らがパリからローザンヌへの移転を選択したとされる。

東京開催が決まった 2013 年 9 月 7 日のシーンはローザンヌの本部ではなく、アルゼンチンのブエノスアイレスで開催された IOC 総会の場合だったが、総会に先立ち 2013 年 7 月に各立候補国のプレゼンテーションがローザンヌで行われた。

街で一番にぎわっているところを〇〇銀座、と呼ぶように、その分野のトップを競うものを〇△オリンピックと呼ぶことがある。数学オリンピック、化学オリンピックなどがそうである。

知的財産の保護のあり方については、スポーツのように得点やタイムといった形で定量的に優劣をつけることは必ずしも容易ではない。しかし、よりよい知的財産制度の姿を目指して、知財の国際舞台においてもオリンピックさながら各国の英知を絞って、金メダル級の議論が進んでいくことを期待したい。

Ken-Ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年に WIPO 日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。